

公判前整理手続における裁判所の見解表明の限界と見解変更後の不意打ち防止**【文 献 種 別】** 判決／東京高等裁判所**【裁判年月日】** 令和 1 年 12 月 6 日**【事 件 番 号】** 平成 31 年（う）第 201 号**【事 件 名】** 危険運転致死傷、暴行（予備的訴因 監禁致死傷）、器物損壊、強要未遂被告事件**【裁 判 結 果】** 破棄・差戻し**【参 照 法 令】** 刑事訴訟法 316 条の 5 第 3 号・316 条の 24・316 条の 31、裁判員法 6 条 1 項及び 2 項**【掲 載 誌】** 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25570641

九州大学教授 田淵浩二

事実の概要

被告人は危険運転致死傷の公訴事実（以下、「本件」という）その他 4 つの公訴事実により起訴された。公判前整理手続における当事者双方の主張を受けて、裁判所は、本件妨害運転行為と死傷結果との間の因果関係（以下、「本件因果関係」という）について、刑法上一般に要求される因果関係と別異に解する理由はないことを指摘の上で、「妨害運転行為と死傷の結果との間に因果関係を認めることはできない。」などとして、「本件において、危険運転致死傷罪の成立を認めることはできないものと判断した。」との見解を示し、検察官に予備的訴因の追加を検討するよう促した。

裁判所の見解表明を受けて、検察官は監禁致死傷罪の予備的訴因の追加を請求し、これが許可された後、本件因果関係を否定した裁判所の見解に反論する内容の意見書を提出した。これに対し、弁護人も、本件因果関係が認められない旨の意見書を改めて提出した。以上の経過を経て、第 4 回公判前整理手続期日において、本件の実行行為の範囲や、「被告人が自転車を停止した行為が実行行為に当たるとした場合にも、これが実行行為に当たらないとした場合にも、被告人の運転行為と被害者らの死傷結果との間の因果関係の有無が問題となる」などとして、本件因果関係の有無を含む争点が整理され、当事者双方との間で争点が確認された。

裁判員裁判による公判審理の第 1 回公判期日に

における冒頭陳述において、検察官が危険運転致死傷罪の成立が認められる旨主張したのに対し、弁護人は本件因果関係がないことを主張した。論告および弁論においても、当事者双方から同様の主張が行われた。これに対して原裁判所は、評議の結果、本件因果関係を肯定し、主位的訴因である危険運転致死傷罪の成立を認めて有罪判決を宣告した。

これに対して被告人側から、原裁判所は公判前整理手続において、当事者双方に争いのない事実関係を前提に、本件因果関係を認めることはできないと宣言したにもかかわらず、本件因果関係につき見解を変更する旨告げて反証や防御の機会を与えることなく、これを認めたことは訴訟手続の法令違反に当たること等を理由に、控訴が行われた。

判決の要旨

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）6 条 1 項及び 2 項は、法令の適用については合議体の構成員である裁判官（以下「構成裁判官」という。）及び裁判員の合議によることとし、法令の解釈に係る判断は構成裁判官の合議によるものと規定しているところ……本件妨害運転と死傷の結果との間に因果関係を認めることはできず、本件では危険運転致死傷罪の成立が認められないという見解を表明した部分は、本件妨害運転の内容や直前停止行為に至っ

た状況、停止後の事実経過等、本件事案における具体的な事実関係を前提として、これに対する法令の適用について述べたものといわざるを得ない。そうすると、この部分は構成裁判官及び裁判員の合議によって判断すべき事項に該当するから、構成裁判官のみによる判断の結果として公判前整理手続の中で予め見解を表明することは、裁判員法の上記法条に違反する明らかな越権行為であって、本来許容されるべきものではない。……原裁判所が、裁判員との評議を経ることなく、構成裁判官のみによる合議に基づいて、このような内容の判断を公判前整理手続の段階で予め表明した訴訟手続には、その権限を逸脱した違法があるといわざるを得ない。

他方、本件公判前整理手続による争点整理の結果として、本件因果関係の有無はなお争点として残され、原審弁護人は公判での冒頭陳述及び弁論において本件因果関係がない旨主張していることからすれば、本件因果関係の有無を巡る主張及び反証を行う機会は、原審の訴訟手続の中でもある程度確保され、上記主張及び反証も一応行われたとはいえる。しかしながら、争点整理の過程における原裁判所による前記の見解表明は、訴訟当事者がその後の訴訟追行をするに当たって事実上の影響を及ぼす性質のものであったことは否定できず、原審検察官に対し予備的訴因の追加を促すにとどまらず、当事者双方が公判審理において主位的訴因及び予備的訴因の各争点に関する主張及び立証を行うに際しては、原裁判所の前記見解に沿って行われることが期待されていたというべきである。特に、原審弁護人は、判決においても主位的訴因の成立が否定されるとの見通しの下に、予備的訴因に力点を置いた主張及び反証活動を行ったと推測するに難くない。しかるに、原裁判所は、前記見解を裁判員との評議を経て変更したのであるから、所論が指摘するように、仮に追突車両の運転者の過失の程度等に関する新たな主張及び反証が行われていれば、被告人の行為に向けられる非難の程度等に影響を及ぼし、ひいては本件因果関係の有無や量刑の判断に影響を与えた可能性がなかったとはいえない。そうである以上、そのような主張や反証の機会を設けることは必要不可欠な措置であったというべきである。原裁判所が、見解の変更を前提とした主張及び反証の機

会を被告人及び原審弁護人に改めて設ける訴訟手続上の手当てを講じることなく、先に表明していた本件因果関係に関する見解を変更して有罪判決を宣告したことは、被告人及び原審弁護人に対する不意打ちとなることが明らかである。

原裁判所としては、本件公判前整理手続において検察官に予備的訴因変更の請求の検討を促す必要があると判断したのであれば、裁判員との評議の結果次第で本件因果関係が否定される可能性が少なからずあり得ることを示唆する程度に留めて、訴因変更の請求を促すべきであったと考えられる。あるいは、原裁判所のように、それに止まらず、公判前整理手続の中で前記見解を示したとしても、裁判員との評議の結果、その見解を変更する必要が生じた場合には、その段階で弁論を再開するなどして、既に示した構成裁判官による見解を撤回した上、本件因果関係が肯定されることがあり得ることを前提に、当事者双方に新たな追加の主張や立証を行う機会を設けるなどの措置を講じていれば、上記の不意打ちは避けられ、上記訴訟手続上の瑕疵が治癒される可能性もあったと考えられる。しかし、そのような措置を採ることができなかったことについて特段の事情が認められない本件においては、前記見解の変更を前提とした主張や反証の機会を一切与えることなく、危険運転致死傷の主位的訴因について有罪とする原判決を宣告した訴訟手続には、被告人の手続保障を十分に確保しなかった点において違法があるとの評価を免れない。」

判例の解説

一 公判前整理手続における裁判所の見解表明の限界

1 本判決は、原裁判所が、公判前整理手続において、本件因果関係を肯定できないという見解を表明した点につき、それは「法令の適用」（裁判員法6条1項2号）であって、構成裁判官及び裁判員の合議によって判断すべき事項に該当するから、構成裁判官のみによる判断の結果として公判前整理手続の中で予め見解を表明することは、裁判員法の上記法条に違反する明らかな越権行為であると指摘している。裁判員法6条1項2号のいう「法令の適用」とは、刑法335条の

いう「法令の適用」（どの罰条を適用したかの説明）とは異なり、法律への「事実のあてはめ」のことであり、構成要件該当性の判断もこれに当たると解されている¹⁾。この意味での「法令の適用」は「事実の認定」と不可分の関係にあるため、裁判員裁判においては構成裁判官と裁判員の権限とされている。そして、本判決は、構成裁判官のみによる判断の結果として、公判前整理手続の中で予め法令の適用につき見解を表明することは、裁判員法の上記法条に違反する明らかな越権行為であるという。しかし、裁判員法の規定は本判決の結論を導き出す上で重要な意味を持たない。というのも、たとえ裁判員対象事件でなかったとしても、公判前整理手続において裁判所が争点整理のために表明した見解にそって争点整理した後、裁判所が見解を変更する場合の不意打ち防止の問題は生じていたからである。この点に留意した上で、まず公判前整理手続における裁判所の見解表面の限界につき論評しておく。

2 本判決は公判前整理手続において裁判所が「法令の適用」に言及することは越権行為であるというが、この点には疑問がある。そもそも、公判前整理手続は受訴裁判所として手続を主宰するものであり、裁判員裁判対象事件であっても「構成裁判官」の立場で関与するわけではない。また、受訴裁判所が争点整理に必要な範囲で裁判員法6条1項の「事実の認定」や「法令の適用」等に関する見解を表明することが、裁判員法6条1項のいう評決のための「事実の認定」や「法令の適用」に該当するわけでもない。そして、もし裁判所は公判前整理手続において裁判員法6条1項各号に関する事項につき見解を表明してはならないことになれば、当事者の主張を前提とする適切な争点整理に支障を来しかねないだろう。例えば、公判前整理手続における争点整理の内容には「訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許すこと」が含まれている（316条の5第2号）。そして、裁判所には、検察官との間に生じ得る事実上又は法律上の見解の不一致によって無罪その他不当に被告人に利益な裁判がなされる可能性を想定して、312条により訴因変更命令あるいは訴因変更を促す権限が付与されていると解されている²⁾。そうであれば、公判前整理手続においても、裁判所が検察

官の主張する事実によれば訴因事実の立証はできないと判断したとき、訴因変更を促すことで、争点や証拠の整理を進めることも、正当な訴訟指揮権の行使といわなければならない。

3 この点、本判決は、「本件公判前整理手続において検察官に予備的訴因変更の請求の検討を促す必要があると判断したのであれば、裁判員との評議の結果次第で本件因果関係が否定される可能性が少なからずあり得ることを示唆する程度に留めて、訴因変更の請求を促すべきであったと考えられる。」とも述べている。しかしながら、「法令の適用」への言及という意味では、因果関係が否定される可能性の示唆に留めるか、断定的に述べるかに本質的な違いはない。裁判所が争点整理のために断定的な見解を表明することに慎重でなければならないのは、それが裁判員の権限を犯すことになるからではなく、公判前整理手続において裁判所が事実上形成した心証を基に争点整理を進めることになりかねないがゆえである。本件の場合、死傷結果の直接の原因となった追突が危険運転行為によって引き起こされたと評価してよいか否かは、証拠調べの結果によって変化することを想定しておく必要があった。この点、本判決が「裁判員との評議の結果次第で本件因果関係が否定される可能性があることを示唆する程度に留めて、訴因変更の請求を促すべきであった」と指摘している点は、その限りでは了解できる。同様のことは、「法令の適用」に関する見解表明だけでなく、間接証拠型の証拠構造において裁判所が検察官の主張する間接事実の推認力の評価を踏まえて証拠の整理を行うような場合も当てはまる。例えば、裁判所が、検察官の主張する中心的間接事実が証明されれば周辺の間接事実に関する証拠調べまで行う必要はなかろうとの見解を持つ場合であっても、公判前整理手続において周辺の間接事実に関する証拠採用の必要性を断定的に否定することは適切でなく、せいぜい証拠の採否を留保し、中心的間接事実の立証終了後に裁判員の意見も踏まえ間接事実の採否を判断すべきである。

二 見解変更後の不意打ち防止

1 本件では、公判前整理手続において裁判所が訴因記載の危険運転行為と死傷結果との間の因

果関係は肯定できないとの見解を表明して、監禁致死の予備的訴因を追加させてはいるが、公判前整理手続の結果としては、危険運転致死罪の実行行為の範囲や因果関係の有無を含む争点が整理確認された。また、第1回公判期日における冒頭陳述において、検察官は危険運転致死傷罪の成立が認められる旨主張し、弁護人は本件因果関係がないことを主張した。さらに、論告および弁論においても当事者双方から同様の主張が行われた。したがって、争点整理結果や公判における両当事者の主張を見る限り、原審は争点外の実事を不意打ち認定したとはいえない。それにもかかわらず本判決が不意打ち認定に当たると判断したのは、公判前整理手続における裁判所の断定的な見解表明により、主位的訴因の方に防御の力点を置くことが事実上期待できない状況にあったことによる。

2 公判前整理手続の導入により、争点整理結果との関係で事実認定が不意打ちに当たらないかという新しい論点が登場してきた。例えば、公判前整理手続における争点整理の結果、訴因変更が行われたが、裁判所が変更後の訴因と異なる事実認定をして有罪にしたことが不意打ちに当たるとされた事例として、仙台高判平 30・10・2 (LEX/DB25561555) がある。当該事件では、訴因に記載された注意義務違反の内容につき検察官に釈明を求めず、また被告人に十分な防御機会も与えず、裁判所がその一部につき独自の解釈、評価を加えて、認定したことが不意打ちに当たるとされた。他にも、争点整理結果と異なる事実認定を行ったことが不意打ちに当たるか否かが争点となった事案は少なくないが、争点整理結果を硬直的なものと捉えることはせず、公判審理の具体的経過を踏まえて、不意打ちに当たるか否かが判断されている。裁判所が、争点整理の結果として確認された証拠構造とは異なる間接事実を付加して主要事実を認定したことにつき、不意打ちにならないとした事例として、東京地判平 21・7・16 (LEX/DB25504298)、東京高判平 21・8・19 東高刑時報 60 巻 1 = 12 号 124 頁 (LEX/DB25470486)、東京高判平 22・8・4 刑集 67 巻 2 号 213 頁 (LEX/DB25502098)、東京高判平 31・4・19 判タ 1473 号 73 頁 (LEX/DB25570287) がある。争点整理の結果、犯人性は争点になっていなかったにもか

わらず、裁判所が犯人性を否定したことが不意打ちに当たらないとされた事例として、大阪高判平 31・1・18 (LEX/DB25570026) がある。これらの事例に対し、本件は争点整理結果としては明示されていた争点につき、審理の具体的経過に鑑み不意打ちに当たるとされた希少な事例ということになる。

3 なお、本判決は、「公判前整理手続の中で前記見解を示したとしても、裁判員との評議の結果、その見解を変更する必要性が生じた場合には、その段階で弁論を再開するなどして、既に示した構成裁判官による見解を撤回した上、本件因果関係が肯定されることがあり得ることを前提に、当事者双方に新たな追加の主張や立証を行う機会を設けるなどの措置を講じていれば、上記の不意打ちは避けられ、上記訴訟手続上の瑕疵が治癒される可能性もあったと考えられる。」と述べている。確かにそうした対応によっても不意打ち防止にはなる。もっとも、本件の場合、検察官は予備的訴因として過失運転致死傷ではなく、より立証が容易になるとはいえず、しかも法定刑が主位的訴因より重い監禁致死傷を追加しており、主位的訴因による処罰を求める検察官の強度な意思をうかがうことができる事案であった。したがって、裁判所が評議において「法令の適用」に関する見解を変更したのであれば、審理を再開して、予備的訴因を撤回させることが、争点明確化を図る上では最善だろう³⁾。いずれの対応によるにせよ、主位的訴因につき新たに主張・立証の機会を設ける必要があることには変わりはなく、本判決の結論は適切であったと考える。その場合は裁判員裁判の審理日程の変更を伴うことになるが、やむを得まい。

●—注

- 1) 参照、池田修『解説裁判員法(第2版)』(弘文堂、2009年)。
- 2) 参照、平場安治ほか『注解刑事訴訟法中巻[全訂新版]』(青林書院新社、1982年) 633頁 [高田卓爾、河上和雄ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法 6巻 [第2版]』(青林書院、2011年) 439頁 [高橋省吾、松尾浩也監修『条解刑事訴訟法 [第4版増補版]』(弘文堂、2016年)。
- 3) 公判前整理手続を経た公判の結審時の訴因変更が違法でないとされた事例として、高松高判令 1・12・24 (LEX/DB25565121) がある。